

令和8年度 たじりっちプレミアム振興券取扱店舗募集要項

1. 趣旨

町内店舗支援を中心とした地域経済の活性化及び町民の生活支援を目的に、100%プレミアムを付けた振興券を販売します。今年度は物価高騰対策として、プレミアム振興券セットを **1人2セット** ご購入いただけます。また、子育て世帯支援として下記対象者の方も追加で購入いただけます。

2. 事業概要

名 称	令和8年度たじりっちプレミアム振興券（以下「振興券」という。）	
発 行 者	田尻町	
使用期間	令和8年7月1日（水）から12月31日（木）まで（6か月間）	
店舗区分	町内に店舗を設けて商品の販売、飲食、サービスの提供を行う事業者	
販売価格	10,000円分の振興券を 1セット5,000円で販売 【内訳】参加全店共通券（500円券×10枚）、特定店舗限定券※（500円券×10枚）	
販売場所	田尻郵便局、マックスバリュ羽倉崎店	
販売期間	6月26日（金）～9月30日（水）	
対 象 者	全町民用	子育て世帯用
	令和8年5月3日現在で町内に在住する全町民（約8,600名）	令和8年5月3日現在で町内に在住する平成20年4月2日以降に生まれた町民で、町が実施する子育て支援策の中から振興券事業を希望された方（約750名見込）
購入可能数量	1人2セット	1人3セット

※ 特定店舗限定券は、大手スーパー及びホームセンターでは使用できません。

3. 取扱店舗の申込について

***前年度の参加店舗は、登録は不要です。変更・辞退する場合は届出が必要です。**

(1) 申込方法

登録を希望する事業者は、この募集要項の内容に同意の上、「**たじりっちプレミアム振興券取扱店舗登録申請書**」に必要事項を記入し、役場産業振興課にお申し込みください。

また、登録店舗で内容に変更がある場合は「**たじりっちプレミアム振興券取扱店舗登録変更届**」を、辞退する場合は「**たじりっちプレミアム振興券取扱店舗辞退届**」を役場産業振興課に提出してください。

*FAX及びE-Mailでも可としますが、送信等を行った場合は受信確認のご連絡をお願いします。

(2) 提出先

住 所	〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 田尻町事業部産業振興課（役場別館1階）		
TEL	072-466-5008	FAX	072-466-5025
E-Mail	sanshin@town.tajiri.osaka.jp		

(3) 申込期限

4月17日（金）まで

※申込みは、期限以降も受け付けますが、全町民にクーポン等を郵送する際に同封する「取扱店一覧」や「店舗マップ」などの紙媒体への掲載ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 取扱店舗の登録資格

田尻町内において、店舗のある事業者とし、町内店舗等においてのみ振興券の利用が可能です。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項中第 5 号から第 8 号までに規定する営業を行うもの
- (2) 田尻町暴力団等排除条例（平成 24 年田尻町条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が営業を行うもの
- (3) 下記 6 「振興券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみ取り扱う店舗等
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- (5) その他

申請いただいた事業者について、町の審査を経て取扱店として承認します。また、承認した場合には、「取扱店舗証」、「店舗掲示物」及び「取扱店の手引き」等を送付します。

5. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 振興券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において、ご購入又はサービスの利用にご使用頂きます。
- (2) 振興券と現金の交換は、行わないでください。また、釣り銭は支払わないでください。
- (3) 差額分は、現金等で受け取ってください。
- (4) 店舗独自で振興券利用除外商品などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように、利用できない旨をはっきりと明示してください。
- (5) 有効期限を過ぎた振興券は、受け取らないでください。
- (6) 振興券の紛失、滅失、模造、盗難等に対して、町はその責を負いません。

6. 振興券の利用対象にならないもの

- (1) ビール券、商品券、プリペイドカード、切手、はがきなど換金ができるもの
- (2) たばこの購入
- (3) 税金、健康保険料、振込手数料、市町村指定ごみ袋・ごみ処理券、電気、ガス、水道料金などの支払い
- (4) 医療費、介護保険料等の一部負担金
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類、仕入商品等の購入
- (6) 自動車、土地、家屋の購入
- (7) 家賃、地代、駐車料金（一時預けを除く。）などの不動産等に関する支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) プレミアム振興券の交換又は売買、転売
- (10) 取扱店舗が指定するプレミアム振興券利用除外商品

7. 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、取扱店舗証等を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用される振興券は、受け取る前に問題がないか確認をしてください。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたプレミアム振興券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を田尻町事業部産業振興課まで報告してください。
- (3) 振興券を受け取ったときは、半券部分を切り取ってください。既に取扱店舗の記入のある場合や、半券部分が切り取られている振興券は受け取りを拒否してください。また、半券部分は、入金確認を完了するまで保管してください。
- (4) 利用者から受け取った振興券の紛失や盗難、換金請求期限切れ等による損失は、取扱店舗の責務としません。

8. 換金について

- (1) 取扱店舗は、専用の封筒に使用済み振興券を同封し、田尻町事業部産業振興課へ随時ご持参いただき、換金手続を行ってください。
- (2) 換金は、田尻町事業部産業振興課において真贋判定を行い、速やかにご指定の口座へ入金します。（送

金手続きには、振興券を受け取ってから10日～20日を要します。なお送金日は、毎月10日頃、20日頃、月末頃の3回を予定しています。）

(3) 換金の請求期限は、令和9年1月20日(水)までとします。この期限を過ぎての換金には一切応じることはできませんので、ご注意ください。

9. 取扱店舗の取消し等

本町の条例、規則及びこの要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店舗の登録を取り消す場合があります。また、損害金が発生した場合は、請求する場合があります。

10. その他留意事項

(1) この募集要項に記載されていない事項は、田尻町事業部産業振興課までお問い合わせください。

(2) 取扱店舗の情報は、「たじりっちプレミアム振興券取扱店舗一覧表」を、町ホームページで公表するとともに購入クーポン発送時に同封します。また、「たじりっちプレミアム振興券取扱店舗マップ」は町ホームページで掲載するほか、役場産業振興課、販売場所等に備え付けます。

*取扱店舗マップについて、振興券封筒に同封いたしません。

振興券事業は、毎年度実施する予定にしており、昨年登録いただいた店舗は、次年度以降も取扱店舗となります。
ただし、取扱店舗の登録内容に変更があった場合や、振興券の取扱いを中止するときは、「変更届または辞退届」の提出が必要となります。

問い合わせ先 田尻町事業部産業振興課

電話 072-466-5008 FAX 072-466-5025